7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　成瀬ダム原石山採取工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の構成員のうち代表者は、平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒又は㋓又は㋔のいずれかの要件及び㋕の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　単体又は共同企業体の代表者として、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋑　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋒　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋓　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋔　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋕　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

③　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員は、平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒又は㋓又は㋔のいずれかの要件及び㋕の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋑　重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋒　重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋓　ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋔　ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋕　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

④　特定ＪＶの構成員のうち代表者については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（「完成・引渡しが完了した工事の施工経験」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか、工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ⅰ）次の要件を満たす一般土木工事の施工経験。

⒜　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以